

三木市記者発表資料 (令和2年10月20日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 税務課	課長 岡本俊宏 (内線 2320)	管理係	0794-82-2000 (内線 2316)

タイトル	
市税の納付に「スマホ決済」「クレジットカード決済」等を導入	
内 容	
三木市税の納付方法に、来年度よりスマホ決済、クレジットカード決済並びにPay-easy（インターネットバンキング）決済を導入します。	
1 時 期	令和3年4月以降の納付から導入
2 対象となる市税	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
3 支払い上限額	30万円 ※「au Pay」は25万円が上限
4 スマホ決済	
(1) 支払い可能アプリ	「PayB」「LINE Pay」「楽天銀行アプリ」「Pay Pay」「銀行Pay」「au Pay」
(2) 支 払 い 方 法	専用アプリをインストールし、納付書に印刷しているバーコードを読み取り、納付手続きを行う。
(3) 手 数 料	負担なし。ただし、アプリケーションのインストールや利用決済時の通信料は必要。
5 クレジットカード決済	
(1) 取扱クレジットカード	「VISA」「Mastercard」「JCB」「American Express」「Diners Club」
(2) 支 払 い 方 法	市税納付サイト（これから作成）から手続きを行う。納付書に印刷しているバーコードを読み取り、クレジットカード番号等を入力し、納付手続きを行う。
(3) 手 数 料	10,000円以下なら100円（税別）。納税額が10,000円増加するごとに決済手数料が100円加算される。
6 Pay-easy（インターネットバンキング）決済	
(1) 支 払 い 方 法	市税納付サイト（これから作成）から手続きを行う。納付書に印刷しているバーコードを読み取り、ネットバンキングにログインし、納付手続きを行う。
(2) 手 数 料	一律150円（税別）
セールスポイント	
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、納税者が安心して納税できる「新しい生活様式」としてキャッシュレス化の環境を提供します。キャッシュレス化により、時間や場所を選ばず納税することが可能となり、納税者の利便性向上を図ります。	